

平成 30 年 2 月 19 日

都道府県知事
市長・特別区長 殿

環境省水・大気環境局長

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う騒音に係る環境基準の類型
を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について等の改定に
ついて

都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号。以下「改正法」という。）
については、平成 29 年 5 月 12 日に公布された。これにより、都市計画法及び建築基準法に
おける用途地域について、平成 30 年 4 月 1 日に新たに「田園住居地域」が設けられる。

改正法の施行に伴い、「騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受
託事務の処理基準について」（平成 13 年 1 月 5 日環大企 3 号大気保全局長通知）、「航空機
騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準につい
て」（平成 13 年 1 月 5 日環大企 1 号大気保全局長通知）、「新幹線鉄道騒音に係る環境基準
の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」（平成 13 年 1 月
5 日環大企 2 号大気保全局長通知）について、一部を下記のとおり改正することとしたので
通知する。なお、本通知は平成 30 年 4 月 1 日から適用するものとする。

記

第 1 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準 について（通知）に関する事項

平成 13 年 1 月 5 日環大企 3 号大気保全局長通知「騒音に係る環境基準の類型を当ては
める地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」の一部を別紙 1 の表のとおり
改正する。

第 2 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処 理基準について（通知）に関する事項

平成 13 年 1 月 5 日環大企 1 号大気保全局長通知「航空機騒音に係る環境基準の類型を
当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」の一部を別紙 2 の表の
とおり改正する。

第 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務

の処理基準について（通知）に関する事項

平成13年1月5日環大企2号大気保全局長通知「新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について」の一部を別紙3の表のとおり改正する。

(別紙 1) 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について

改正後	改正前
別添 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について	別添 騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について
1 (略)	1 (略)
(1) 地域の類型と用途地域の対応関係を述べると、おおむね次のとおりである。 地域の類型 A は、<u>同法第 9 条第 1 項から第 4 項までに定める第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び第 8 項に定める田園住居地域</u>とする。 (略) 地域の類型 C は、<u>同条第 9 項から第 12 項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域</u>とする。 用途地域のうち、<u>同条第 13 項</u>に定める工業専用地域については、地域の類型の当てはめを行わないものとする。	(1) 地域の類型と用途地域の対応関係を述べると、おおむね次のとおりである。 地域の類型 A は、<u>同法第 9 条第 1 項から第 4 項までに定める第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域</u>とする。 (略) 地域の類型 C は、<u>同条第 8 項から第 11 項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域</u>とする。 用途地域のうち、<u>同条第 12 項</u>に定める工業専用地域については、地域の類型の当てはめを行わないものとする。
(3) 同条第 5 項から第 7 項までに規定する第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域と<u>同条第 11 項及び第 12 項</u>に規定する準工業地域及び工業地域が隣接している一部の地域であって、用途地域の区分にしたがっては騒音防止が著しく困難な場合には、用途地域の区分にとらわれることなく、騒音防止の見地から地域の類型の当てはめを行うこととする。	(3) 同条第 5 項から第 7 項までに規定する第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域と<u>同条第 10 項及び第 11 項</u>に規定する準工業地域及び工業地域が隣接している一部の地域であって、用途地域の区分にしたがっては騒音防止が著しく困難な場合には、用途地域の区分にとらわれることなく、騒音防止の見地から地域の類型の当てはめを行うこととする。
4 (略)	4 (略)
(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自	(2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自

動車道であつて都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 号に定める自動車専用道路。	動車道であつて都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。
---	--

(別紙 2) 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について

改正後	改正前
別添 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について	別添 航空機騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について
2 地域類型の当てはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域が定められている地域にあつては、原則として、 <u>第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域</u> を類型Ⅰに当てはめるものとし、その他を類型Ⅱに当てはめるものとする。また、用途地域が定められていない地域にあつては、現在及び将来の土地利用状況を勘案し、現在市街化している地域又は将来の市街化が予定されている地域のうち、 <u>第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域</u> に相当する地域を類型Ⅰに当てはめる等用途地域が定められている地域に準じて当てはめを行うこと。	2 地域類型の当てはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく用途地域が定められている地域にあつては、原則として、 <u>第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域</u> を類型Ⅰに当てはめるものとし、その他を類型Ⅱに当てはめるものとする。また、用途地域が定められていない地域にあつては、現在及び将来の土地利用状況を勘案し、現在市街化している地域又は将来の市街化が予定されている地域のうち、 <u>第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域</u> に相当する地域を類型Ⅰに当てはめる等用途地域が定められている地域に準じて当てはめを行うこと。

(別紙 3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定に係る法定受託事務の処理基準について

改正後	改正前
別添 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類	別添 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類

型を当てはめる地域の指定について 2 地域類型の当てはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域が定められている地域にあつては、<u>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域</u>を類型Ⅰに当てはめるものとし、その他を類型Ⅱに当てはめるものとする。また、用途地域が定められていない地域にあつては、<u>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域及び田園住居地域に相当する地域</u>を類型Ⅰに当てはめるものとし、その他を類型Ⅱに当てはめるものとする。	型を当てはめる地域の指定について 2 地域類型の当てはめに際しては、当該地域の土地利用等の状況を勘案して行うこと。この場合において、都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく用途地域が定められている地域にあつては、<u>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域</u>を類型Ⅰに当てはめるものとし、その他を類型Ⅱに当てはめるものとする。また、用途地域が定められていない地域にあつては、<u>第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域に相当する地域</u>を類型Ⅰに当てはめるものとし、その他を類型Ⅱに当てはめるものとする。
--	--

(別表)

騒音に係る環境基準等の地域の類型当てはめ 新旧比較表

用途地域 (改正前)	用途地域 (改正後)	騒音に係る 環境基準の 地域の類型 当てはめ	航空機騒音に 係る環境基準 の地域の類型 当てはめ	新幹線鉄道 騒音に係る 環境基準の 地域の類型 当てはめ		
第 1 種低層住居専用地域	<u>田園住居地域</u>	A 類型	I 類型	I 類型		
第 2 種低層住居専用地域						
第 1 種中高層住居専用地域						
第 2 種中高層住居専用地域						
第 1 種住居地域		B 類型	II 類型	II 類型		
第 2 種住居地域						
準住居地域						
近隣商業地域		C 類型				
商業地域						
準工業地域						
工業地域						
工業専用地域		除外	除外	除外		

(参考)「田園住居地域」の考え方について

改正法による改正後の都市計画法において、田園住居地域は「農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする」とされている。また、改正法による改正後の建築基準法において、田園住居地域に建築することができる建築物の用途については、「第二種低層住居専用地域」と同等の制限が行われる。これらに鑑みると、田園住居地域は、第二種低層住居専用地域と同等の生活環境が保全されるべきと考えられるため、地域類型の当てはめについては、原則として、第二種低層住居専用地域と同等の扱いとする。